

## 別表

## 機械警備システム仕様に係る確認書

番号	機械警備システム仕様
1	使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能(断線監視機能)を有すること。
2	警備機器の開始、解除に使用するキーは、偽造、模倣を不可能にするためICタイプの専用カードを利用するものとし、また、万一紛失したICカードの登録のみ抹消処理が遅滞なくできること。
3	自動通報装置は、停電時において30分以上のバックアップ機能を有すること。
4	主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知や映像と音声の認識が一つの装置で可能であり、異常発生の状況を映像と音声によって監視センターに送信できる機能を有し、かつ、監視エリア内の照明が点灯していない状態でも監視センターで映像の確認ができる機能を有すること。
5	異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置を強制的に変更する行為等がなされた事を感知する機能を有し、それらの行為が行われた場合、自動的に監視センターへ通報する機能を有すること。
6	警備用機械装置は、異常発生場所の識別及び異常発生原因等の状況を、警備データ、映像及び音声にて監視センターへ通報できること。
7	警備機器類は、監視センターから遠隔で不審者あるいは不法行為者に音声による警告が行える機能を有すること。
8	機械警備システムは、委託者が警戒状態への移行操作を失念した際に監視センターからの警戒状態移行操作ができる機能を有すること。
9	監視センターでは、異常の発生が無い限り、警備対象物件の内部の状況は見聞きできない機能となっていること。
10	夜間の警備、警戒忘れを自動的に打ち出し、対応できる機能を有すること。
11	施設の外部に設置する異常表示ランプにより、施設内で異常発生していることが外部から確認可能であること。
12	警備警戒解除禁止時間帯を自由にコンピューターに設定できる機能を有すること。
13	空間監視センサーは、第三者が事前に監視エリアを認識することのできぬよう、感知ランプの点灯がないものを使用すること。
14	施設のセキュリティ情報を自動的にコンピューターに記録・保存でき、必要時に打ち出し報告が可能であること。
15	機械システムの取扱いについて、容易にその操作ができるように文字表示による機能を有すること。
16	警備装置自体に異常や故障が発生した場合、機器の異常としての信号を送信できるシステムとし、速やかに機器の交換等が可能なシステムとすること。また、配線の断線・短絡が発生しても同様に異常の信号が送信可能であること。
17	警報装置は、発生した異常事態を警備本部に自動的に通報するシステムとし、その際、異常を感知した警報装置を特定できること。